

令和4年10月1日以降、各申請手数料の 納付方法が変更になります

令和4年9月末日に京都府収入証紙の新規販売が終了することに伴い、各申請手数料の納付方法が変更になります。

つきましては、以下のとおりの取扱いとさせていただきますので、お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、既に購入済の収入証紙につきましては、令和5年3月末日までの手続において引き続き使用することができます。

【対象となる手続】

建設業許可、経営事項審査、解体工事業登録、浄化槽工事業登録及び紛争審査会に係る手続

【納付方法】各広域振興局の支払い窓口及び本庁支払い窓口にて、以下の支払い方法により納付
→納付後に発行される「納付済証（原本）」を申請書に貼付し、申請してください。

※コンビニ納付及びオンライン納付には対応しておりませんので、ご注意ください。

①	現金	
②	クレジットカード（Visa、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、Discover）	
③	電子マネー（iD、楽天Edy、WAON、nanaco、QUICPay、交通系電子マネー（PiTaPa除く））	
④	スマホ決済 （PayPay、au PAY、メルペイ、楽天ペイ、d払い） ※本庁支払い窓口では、ゆうちょPayも利用可	

【注意事項】

- 「納付済証」の再発行はできません。
- 「納付済証」を紛失された場合、レシート（領収書）をお持ちであっても再度の納付が必要となりますので、「納付済証」は速やかに使用されることをおすすめします。
- 発行された「納付済証（原本）」を申請書に貼付し、レシート（領収書）部分は、各自で保管してください。
- 一つの申請で、収入証紙と「納付済証」を組み合わせたの申請はできません。
- 証紙の販売期間：令和4年9月末日まで
証紙の使用期限：令和5年3月末日まで
未使用証紙の還付：令和4年10月から令和9年9月末日まで
- その他詳細は京都府会計課HP等をご確認ください。


[会計課HP
リンク先](#)


2022/10/3 9:00


京都府
納付済証

※申請窓口にご提出ください。
※再発行はできません。

京都府山城広域振興局
総務防災課出納員

京都府手数料等	¥100非
現金	¥100

点線部分を切り取り、上部を申請窓口へ提出し、下部は納付者様で保管してください。

2022/10/3 9:00


京都府
領収書

京都府山城広域振興局
総務防災課出納員
123-456-7890

京都府手数料等	¥100非
合計	¥100
現金	¥100
お釣り	¥0

※キャッシュレス決済の場合、本票は、上記年月日に指定納付受託者に納付の委託が行われたことを証する書面となります。

}
 申請書
に貼付

}
 各自
保管